

**県都まちなか再生ファンド事業（共同建替・集合リノベーション事業（新栄）支援補助金）
交付要綱**

(目的)

第1条 この要綱は、県都まちなか再生ファンド運営委員会（以下「委員会」という。）が実施する補助金交付事業に関する必要な事項を定め、その業務の適正かつ円滑な実施に資することを目的とする。

(事業の内容)

第2条 令和6年春の北陸新幹線福井開業効果をまちなかで最大限受けとめ、持続的なにぎわいを創生していくため、福井県の玄関口である福井駅周辺の中心市街地内を区域ごとにゾーニングし、まちなかの魅力向上や景観整備に寄与する共同建替・集合リノベーションに対して支援する取組みとする。

(定義)

第3条 この要綱において使用する用語の定義は、次の各号とする

- ① 「共同建替」とは、複数の建物について一体的に除却し、新たに建築物を建築する工事とする（建物数が増加するものを除く）。
- ② 「集合リノベーション」とは、複数の建物について一体的に行う改修工事（躯体工事、内装工事、外装工事、解体工事）とする（建物の全部又は一部の解体工事のみを行う場合を除く）。
- ③ 「シェアハウス」とは、親族でない複数の者が共同で生活する賃貸住宅（学校、企業等が学生・従業員のために設置する寄宿舎を除く）で、共用スペース（リビング・キッチン・浴場・トイレ等）に関するルールが設けられるものとする。

(補助対象事業者等)

第4条 この要綱で対象とする補助対象事業者は、次に掲げるすべての項目を満たす建物所有者、出店者、家守会社、所有者から委託や委任を受けた者等、共同建替・集合リノベーションの実施主体とする。

- ① 法人、各種団体、特定非営利活動法人および個人
- ② 事業に必要な許認可を取得している者、または許認可を取得する見込みがある者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定するもの、暴力団の構成員であると認められるもの、または暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し関与するものに該当しない者
- ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われていないこと。
- ⑤ 県税および市町村税の滞納がないこと

(補助対象経費等)

第5条 補助対象エリア、補助対象事業、補助対象期間、補助率、補助限度額及び補助対象経費については、別表に定めるとおりとする。ただし、他の県費補助対象事業、市費補助対象事業および国庫補助対象事業の補助対象経費となっている場合は除くこととする。

2 常態として次に掲げる用途で使用または使用させる場合には、補助対象としない。

- ① 政治的または宗教的な活動を伴う場合
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号、第5号に規定する風俗営業または第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業
- ③ 分譲住宅、賃貸住宅、住居兼事業所等、居住を主たる用途とする場合（シェアハウスについては、別途定める基準で支援対象とされた部分を除く）
- ④ 上記のほか、県都まちなか再生ファンド運営委員会において、支援対象とすべきでないと判断した場合

(補助事業の認定基準)

第6条 補助事業の認定基準は別途定める

(補助事業の認定)

第7条 補助事業の認定を受けようとする者（以下「申請者」という）は、様式第1の事業計画書を作成し、委員会が別に定める資料を添付して委員会が定める期日までに委員会へ提出するものとする。

2 委員会は申請者から前項の事業計画書の提出があったときは、すみやかに審査会等を開催し当該申請にかかる審査を行うほか、必要に応じて現地調査等を行い、その結果、適當と認められるものについて様式第2による事業認定通知書により事業者に通知するものとする。

3 委員会は、前項の通知を行うに当たって、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- ① 認定事業の内容の変更（効用を減じない変更を除く。）をする場合には、委員会の承認を受けること。
- ② 認定事業に要する経費の配分の変更（経費区分の20パーセントの範囲内の変更で補助金額に変更を生じないものを除く。）をする場合には、委員会の承認を受けること。
- ③ 認定事業完了時に、対象物件の入居率が60%以上であることが確認できる資料の提出を行うこと。（入居率：対象物件の延床面積に占める現に自己使用している床面積及び賃貸借契約締結済の床面積割合）
- ④ 事業完了後、現況と合致した登記（表題登記、保存登記）がされていることを示す資料を提出すること。
- ⑤ 認定事業を中止または廃止する場合には、委員会の承認を受けること。
- ⑥ 認定事業が予定の期間内に完了しない場合または補助事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに委員会に報告してその指示を受けること。
- ⑦ その他補助認定事業に要する経費の使用方法に関する事。

4 第2項による通知を受けた申請者（以下「認定事業者」という。）は同通知をもって認定事業に着手することができるものとする。なお、条件が付されている場合、事業に着手したことによってその条件を承諾したものとみなす。

(認定事業の内容および経費の配分の変更)

第8条 認定事業者は、認定事業の内容および経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ様式第3による申請書を委員会に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

- 2 軽微な変更とは、認定事業の内容を効用が減じない程度に変更する場合、または認定事業に要する経費の区分を経費区分の20パーセントの範囲内で変更する場合をいう。
- 3 委員会は、第1項の申請を承認すべきものと認めたときは、様式第4による承認通知書を認定事業者に通知するものとする。

(認定事業の中止または廃止)

第9条 認定事業者は、認定事業を中止し、または廃止しようとするときは、あらかじめ、様式第5による申請書を委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 委員会は、前項の申請を承認すべきものと認めたときは、様式第6による承認通知書を認定事業者に通知するものとする。

(補助金の交付決定等)

第10条 認定事業者は、第7条第2項による通知の条件に基づき、様式第7の補助金交付申請書を作成し、委員会が別に定める資料を添付して委員会が定める期日までに委員会へ提出するものとする。

- 2 委員会は前項の規定による交付申請書の提出を受けたときは、補助金の交付決定を行い、様式第8による補助金交付決定通知書により認定事業者に通知するものとする。
- 3 委員会は、前項の通知を行うに当たって、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、次の各号に掲げる条件を付すものとする。
 - ① 補助事業の内容の変更（効用を減じない変更を除く。）をする場合には、委員会の承認を受けること。
 - ② 補助事業に要する経費の配分の変更（補助対象経費の相互間の20パーセントの範囲内の変更で補助金額に変更を生じないものを除く。）をする場合には、委員会の承認を受けること。
 - ③ 補助事業を中止または廃止する場合には、委員会の承認を受けること。
 - ④ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合または補助事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに委員会に報告してその指示を受けること。
 - ⑤ その他補助事業に要する経費の使用方法に関すること。
 - ⑥ 第7条第2項の通知日を効力発生の日とする。

(補助事業の内容および経費の配分の変更)

第11条 第10条第2項による通知を受けた認定事業者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容および経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ様式第3による申請書を委員会に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

- 2 軽微な変更とは、補助事業の内容を効用が減じない程度に変更する場合、または補助事業に要する経費の区分を経費区分の20パーセントの範囲内で変更する場合をいう。

3 委員会は、第1項の申請を承認すべきものと認めたときは、様式第4による承認通知書を補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止または廃止)

第12条 補助事業者は、補助事業を中止し、または廃止しようとするときは、あらかじめ、様式第5による申請書を委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

2 委員会は、前項の申請を承認すべきものと認めたときは、様式第6による承認通知書を補助事業者に通知するものとする。

(状況報告)

第13条 認定事業者または補助事業者は、認定事業または補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、様式第9による補助事業遂行状況報告書を委員会に提出しなければならない。

2 認定事業者または補助事業者は、認定事業または補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、または認定事業または補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、様式第10による認定事業（補助事業）遂行困難状況報告書を委員会に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業を完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ。）は、14日以内に様式第11の補助事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）を委員会へ提出するものとする。

2 事業実施が複数年度に渡る場合で、補助事業が完了しない年度については、各年度の2月15日までに当該年度分について、様式第11の補助事業実績報告書を提出するものとする。

(是正命令等)

第15条 委員会は、前条に基づく実績報告の内容を審査し、補助事業の実施結果が交付決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該事業内容等に適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に命じることができる。

2 前項の規定は、第13条第1項の報告があった場合にも準用する。

3 補助事業者は、第1項の措置が完了したときは、前条の規定に準じる実績報告を提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第16条 委員会は、第14条および前条に基づく実績報告の提出があったときは、当該実績報告に係る書類の審査および必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第11条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）およびこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第12による補助金額確定通知書を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第17条 補助金は、第16条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、支払うものと

する。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、様式第13により精算払請求書を委員会に提出しなければならない。
- 3 委員会は前項の精算払請求書の提出を受けた日から30日以内に支払う。

(交付決定等の取消し等)

第18条 委員会は、第9条または第12条により認定事業または補助事業の中止または廃止を承認をしたときは、第7条の補助事業の認定、第10条による補助金の交付の決定の全部または一部を取り消し、または変更することができる。

- 2 委員会は、認定事業者または補助事業者が事業の認定または補助金の交付の決定の内容、事業認定または交付決定に付した条件、またはこの要綱に違反したときは、補助金の交付の全部または一部を取り消すことができる。
- 3 委員会は、前2項の規定による交付の決定の取消し、または変更を行ったときは、様式第14による事業認定・交付決定取消（変更）通知書によりその旨を補助事業者に通知するものとする。
- 4 委員会は、第1項または第2項の規定による取消しまたは変更を行ったときは、期限を付して、既に交付した補助金の全部または一部の返還を命ずることができる。
- 5 委員会は、第2項に基づく取消しを行い、前項に基づく補助金の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(財産の管理および処分)

第19条 補助事業者は、当該補助事業により取得しました効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、善良な管理者の注意をもって適切に管理しなければならない。

- 2 取得財産等の管理期間は、事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間とする。
- 3 委員会は、前項の期間中において必要があると認めたときは、補助事業者の管理状況を調査することができるものとする。

(立入検査等)

第20条 委員会は、補助金交付事業の適正を期するため、必要に応じて、補助事業者に対して報告させ、または委員会が指定する者により、補助事業者の事務所等に立ち入り、関係帳簿書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問することができるものとする。

(帳簿の備付け)

第21条 補助事業者は、補助事業に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(事業経過報告または事業成果報告)

第22条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から、5年間は毎年の3月末日を期限に、様式第15による事業成果報告書を委員会に提出しなければならない。

(事業撤退する場合の措置)

第23条 補助事業者は、補助事業の完了した日から5年以内に、事業から関与しなくなる場合は、本要綱により生じる全ての権利義務を承継する者を定めたうえで、委員会に対してその旨を報告しなければならない。

- 2 前項の権利義務を承継する者は、第7条第2項による事業認定の通知日に遡って、補助事業者の権利義務を承継したものとする。

(成果の公表)

第24条 補助事業者が本事業で得た成果については、委員会が公表することができるものとする。ただし、特許等については両者協議の上、公表するものとする。

(雑 則)・

第25条 委員会は、補助金交付事業の円滑かつ適正な運営を行うために必要な事項について、別に定めることができる。

- 2 補助事業者は、補助金の交付等に関して委員会から指示があったときは、その指示に従わなければならぬ。

附 則

この要綱は、令和5年6月30日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費等について

項目	内容
補助対象エリア	<p>福井市中央1丁目12街区の一部、13、14、15、16街区 新栄エリア (下図の着色範囲)</p> <p>※12街区の一部は市道「中央1-336号線」に接する部分とする。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">  参考 街区割  </div>
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> 共同建替 集合リノベーション <p>※事業実施後の床の用途として、店舗または事務所の用途を含むものに限る。</p> <p>※本支援又は県都まちなか再生ファンドの「観光誘客に資する洗練された店舗等支援事業」の支援を受けた物件を含まないものに限る。</p>
補助対象期間	事業認定日から事業完了の日まで (事業は遅くとも令和9年2月15日までに完了するものに限る)
補助率	3分の2
補助額及び補助上限額	補助対象経費の3分の2または $129,000\text{円}/\text{m}^2 \times \text{事業後延床面積} (\text{m}^2)$ のいずれか低い方 (※延床面積には第5条第2項で定める場合を除く) 補助上限額 毎年度の予算の範囲内
補助対象経費	<p>補助対象事業に必要な経費のうち次に掲げるもの（補助対象期間中に認定事業者が支払ったものに限る）。</p> <ol style="list-style-type: none"> 工事費（躯体、内装、外装、解体工事等） 設備導入費（建物に必要な設備導入費に限る） 委託料（設計や廃棄物処分等）、役務費（設計や廃棄物処理等）、各種機材の賃借料（工事と一体的なものとして必要となるものに限る） 事前調査に要する費用及び課題整理に必要な経費 (事業実施を前提として、書面審査により事業認定を受けようとする場合に限る)

補助対象とならない経費（例示）

- ICクレジットカード決済端末等の基本料、初回登録料、保守経費、運営経費、振込手数料
- グループの各企業の間の取引にかかる費用
- 謝金、不動産の購入費、保証金、敷金、保険料、公租公課（消費税および地方消費税額を含む）
- 備品（建物に固定されず、移動が容易なもの）の購入に要する経費
- 消耗品の購入に要する経費（例：食器、ハンガー、文房具、工具等）
- 飲食費、接待費、交際費、遊興・娯楽に要する費用
- 直接売上や利益につながる費用（ただし、当該事業で作成するパンフレットやホームページ等による宣伝・広告の際に、当該商品の説明や価額、申込方法等を記載することはこの限りではない。）
- フランチャイズ契約、代理店契約等における保証金、加盟金、契約金等
- 他の国、県、市町の補助金により、補助対象となっているもの
- その他、公的資金の使途として社会通念上、不適切と判断する経費